

令和7年第4回教育委員会定例会 議事録

日 時：令和7年3月3日(月)午前9時00分から

場 所：香南市役所6階 604・605会議室

教育委員：三木守教育長、百田久範委員、中元啓恵委員、森本美穂委員、亀川孝志委員

事務局：門脇教育次長、小松学校教育課長、猪原こども課長、山崎生涯学習課長、
小松(泰)教育研究所長、森教育企画監、本山指導監、杉村学校教育課主査、
山崎学校教育課長補佐(記録)

議 題

議 事

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	議案第7号	令和7年度香南市教育行政方針について
日程第3	議案第8号	香南市立保育所管理運営規則及び香南市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則について
日程第4	議案第9号	香南市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則について
日程第5	議案第10号	香南市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について
日程第6	議案第11号	香南市総合子育て支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
日程第7	議案第12号	香南市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
日程第8	議案第13号	香南市立幼稚園等預かり保育実施要綱の一部を改正する告示について
日程第9	議案第14号	香南市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示について
日程第10	議案第15号	香南市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示について
日程第11	議案第16号	香南市保育所等に属する有償ボランティアに対する報償金の支給に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示について
日程第12	議案第17号	香南市医療的ケア児等保育事業実施要綱の一部を改正する告示について
日程第13	議案第18号	香南市民体育大会補助金交付要綱の一部を改正する告示について
日程第14	議案第19号	香南市スポーツ振興人材育成事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について
日程第15	議案第20号	香南市いじめ防止基本方針の改定について
日程第16	議案第21号	就学援助認定について
日程第17	教育長の報告	
日程第18	その他	・令和7年度当初予算の主要事業について ・香南市小中学校ほっとスタート実践研究事業アンケート調査結果及び来年度案の保護者への周知について

開会 9時00分

教育長

ただいまから令和7年第4回の香南市教育委員会の定例会議を始めます。

日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、亀川委員よろしく申し上げます。

それでは、日程第2、議案第7号「令和7年度香南市教育行政方針について」提案をお願いします。

教育次長

議案書は1ページになります。

議案第7号「令和7年度香南市教育行政方針について」説明をいたします。

教育行政方針は、第2期香南市教育振興基本計画に基づいて、毎年度の教育行政の執行にあたって、基本的な考え方や主要施策などについて示すものとなっています。

それでは、別冊の「令和7年度 香南市教育行政方針（案）」をご覧ください。

令和7年度の教育行政方針案は、第2期香南市教育振興基本計画の5年間の計画期間の4年目に当たり、基本的な考え方はこれまでと変わりはありませんので、主なものや変更点などについてご説明をいたします。

まず、本市の教育行政は、就学前・学校教育の推進と生涯学習の推進の構成となっています。就学前・学校教育の推進では（1）保幼小中連携の推進、（2）家庭・地域と連携した教育の推進、（3）生きる力と確かな学力の育成、（4）教育活動を支える体制の充実、（5）保幼小中の教育環境の充実の5つの基本方針により行います。

「保幼小中連携の推進」では、本市の教育の軸の1つである保幼小中連携一貫教育の推進について、昨年度までの県指定事業は終了となりますが、連携教育の理解を深めるため、教員や保護者への説明を行い、理解を得ながら取り組んで参ります。

次に「家庭・地域と連携した教育の推進」では、2ページにありますが、厳しい家庭環境にある子どもへの支援につきまして、スクールカウンセラーの配置や相談窓口の周知、居場所づくりを充実させていきます。

3ページからの「生きる力と確かな学力の育成」では、全国学力学習調査などの分析結果を授業改善につなげ、ICT機器を活用した教育の推進では、デジタル学習基盤を踏まえて、1人1台端末を活用しながら個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的・対話的で深い学びの実現を目指していきます。

そのために、教育DX推進担当者会議を開催し、教育DXを推進できる体制を作っていきます。また、タブレット端末を活用した認知能力の向上等に関する実践研究事業を、すべての小学校で実践をします。

また、人権教育の推進では、知的理解にとどまらず、子どもたちの行動にまで繋がっていくような多様性・包摂性を尊重する教育を推進することなどを加筆しています。

併せて香南市いじめ防止基本方針を見直し、いじめを生まない環境づくりや、いじめを許さない子どもを育てることを目指した取り組みを推進していきます。

また放課後や長期休暇中の医療的ケア児の支援の充実や、外国人児童生徒の支援を行う支援員の配置を進めていきます。

7ページからの「教育活動を支える体制の充実」では、引き続き各担当者会などの実施や相談支援体制の充実への取り組み、ICT機器やクラウド環境を活用することによる教員の働き方改革に取り組んでいきます。

9ページからの「保幼小中の教育環境の充実」では保幼小中学校等環境整備に係る工事等を記載しています。

また、規模適正化等への取り組みでは、児童生徒等を対象としたアンケートの実施や、通学区域ごとの児童生徒の分布状況などの分析や推計のほか、保護者や地域の方々との学習会や話し合いの場を設け、よりよい教育環境となる方法を考えていきます。あわせて、多様な状況における避難訓練の実施など、防災教育も進めていきます。

次に「生涯学習の推進」では、（1）生涯にわたる「まなび」の展開、（2）「まなび」の拠点の充実、（3）文化・芸術活動の推進、（4）スポーツの振興、（5）地域への「まなび」の選

元の5つの基本方針で行います。

11 ページからの「生涯にわたる「まなび」の展開」では、引き続き市民のライフステージに応じた多様な学習機会の提供に努めていきます。

また、「「まなび」の拠点の充実」では、社会教育施設の非構造部材耐震化事業の実施や施設の維持補修など、環境整備と持続可能な施設整備に取り組んでいくことにしています。

12 ページの「文化・芸術活動への支援」では、サンホールやマリンホールのほか、地区公民館等での自主文化事業の展開など、文化芸術活動への支援や機会の提供に取り組んでいきます。

また、令和8年度開催の「国民文化祭」に向けた取り組みや「旧森田家主屋保存整備事業」にも取り組んで参ります。

13 ページからの「スポーツの振興」では、「社会体育施設の非構造部材耐震化事業」や「中学校部活動検討委員会の開催」などに引き続き取り組んでいきます。

14 ページの「地域への「まなび」の還元」では、生涯学習を通して得た知識や技能を活かせる場の提供に取り組んでいくこととしています。

以上が簡単にですが、令和7年度の香南市教育行政方針案となっています。本教育委員会で協議していただき、加筆修正なども行い、全体を整えた後は、ホームページなどを通して公表することとしています。

説明は以上です。

教育長

ページ数もあり、取りまとめた説明ですので、中身のことについて、まずご質問等ございませんでしょうか。

亀川委員

今年、新たに付け加えたものはありますか。新規にここをクローズアップしたとか。

教育次長

項目としては特にはないですが、それぞれの今まであった項目の中には、来年度に向けての具体的な事業であったりとか、先ほども言ったように人権の視点であったりとか、1人1台端末の主体的で対話的で深い学びのところを加筆したりだとか、そういうことはやっている部分がありますが、ちょっと各課の方から改正したところとか、付け加えた提言があれば説明していただけたらと思います。

学校教育課長

学校教育課です。

先ほどのDXのことで言いますと、1人1台端末のことで、今年また主要事業の1つの中に「小中学校教育DX推進事業」ということで、GIGAスクール構想の目的に基づいて、子どもたちの可能性を引き出す、個別最適と協働的な学びの一体化の充実を図るために、学習者主体の学習を実現するためということ。

また、令和8年度に「全日本日本教育工学研究協議会高知県大会」というのがありまして、それに協力するとともに、香南市独自で講師を招へいしまして児童生徒のICTの活用能力の育成とか、教職員のICTの活用能力、指導力の向上、また活用によって校務の業務改善を進めていこうということでも事業を打ち立てています。

7年度、8年度、9年度の3か年の事業で、拠点校を2校選びまして、そこに講師に来ていただいて研修を行います。そこには悉皆研修で皆さんに授業を見ていただいて、市内全体のレベルアップを図るといような形で考えています。

それが1つ大きな事業です。

もう1つが、「タブレット端末を活用した認知能力の向上に関する実践事業」ということで、5年度、6年度モデル校で小学校の低学年や特別支援学級、通級指導教室において認知能力トレーニングソフトを活用して実践を行ってきました。

そこで低学年に効果があったということで、引き続き今年から実践校2校においては中高学年での実践を継続的に行って検証していくということで進めていこうと考えています。

主にそういうことが学校教育課としては大きなことです。

教育長

今の学校教育課の説明に何かご質問はありませんか。

百田委員

現在コミュニティスクールを運営協議会、各小中学校でやられていますが、実状的に規約条例に合わせて、そういった予算とか、5項目あったと思いますけれども、その辺までの内容をしっかり運営協議会でされているのか。

学校教育課長

学校運営協議会の中から全部把握をしているわけではありませんが、一部は委員会の方からも出席させていただいている会の中では、人員配置のこととか、そこに予算も関わりますが、人員配置また教員の異動等のことの要望などについては、資料も上がってきて、県に伝えているということ。

その配置などは特に予算も関わってきますが、そういうことは一部聞いています。細かいすべての予算の部分は把握していません。

百田委員

5項目の中が事業報告、決算、予算、事業計画、それと人事に関するそれらをしっかり協議会の中でやっていただいたらと思います。

あと、もう2点ぐらい。

2ページの「厳しい家庭環境」のところは民生委員・児童委員の中でも、今までに学校の方からちょっとこの子はどうでしょう、みたいな話もあったときもありますけれども、最近、香我美町だけの話になりますけど、そういった話がないということは、香我美町の家庭環境が、厳しい子が少ないのか、学校の保幼小中から民生委員と連携して、この子どもたちのためにという話がないのか。その辺どうなのかなと。

今までにも学校長の方から担当地区の民生委員さんと個別面談した経緯がありますけれど、そこまで地域の関係機関、民生委員児童委員等と書いてありますので、どうなのかなとは思いますが。

学校教育課長

はい。現在でも厳しいご家庭もあり、そこに関してスクールソーシャルワーカーさんが学校の相談のもと、動いていただいて、そこから民生委員さんとかというようにところに情報を共有してもらって、また学校にということで、スクールソーシャルワーカーさんから地域との連携が広がっていくということが多いです。

現在、スクールソーシャルワーカーさんに4名来ていただいていますので、地区も学校ごとに分担していただいていますので、そこでネットワークで繋がりを果たしてもらっているというような状況です。

百田委員

あと1点。「豊かな心の育成」のところは、社会科の「香南のくらし」は十分に使われていると思いますけれども、「高知の道徳」の活用はどうでしょうか。

学校教育課長

それも毎年、県からの調査も来ていまして、各学校も活用していると思います。担当者会の中でも、その活用についての報告もありますし、「どのようにして使いましたか」ということで、研修の中で使った内容について共有して、それをまた他の学校に効果的にこういうふうな使い方ありますよ、というようなことは周知しながら進めていますので、各学校活用していると認識しています。

百田委員

いじめの問題等も「高知の道徳」の中には、論語の話で「己の欲せざる所は人に施すなかれ」とかいうことも載っておりますので、いじめに関しても活用できるのでないかと思います。

教育長

道徳のことで1点付け加えると、この行政方針に入っていないんですが、今年、香美市の方が単独で教育委員会で作った冊子があります。それが「塩の道」です。

赤岡からずっと伝えられてきた一連のものを道徳教材に作り、香美市ではそれを授業で使う形になっているものがあって、せっかく製本してしっかり作り上げているものなのでということで、紹介をいただいています。

それを各学校に授業で使える部分を印刷して渡してということまでは、まだ出来ていませんが、せっかくのもので、香南市としても活用の範囲としては十分見ていけるものがあるのではないかと考えていますので、今後またそれも取り入れていきたいと考えています。

学校教育課のことについてはよろしいですか。

では、次。

こども課長

こども課の方から報告をさせていただきます。本年度と比べ変更や追加した箇所について説明します。

まず5ページにありますの「豊かな心の育成」のすぐ上にある丸です。これはの「ICT機器を活用した教育の推進」というところの項目になりますが、令和5年度に児童クラブは、学校から持ってきたタブレットが使えるように、ICTの整備をしております。

その関係で、夏休みも平日も子どもたちがタブレット端末を使って学習ができる環境を整えたということで、令和7年度に新たに加えさせていただいています。

次、7ページをお願いします。

これは「特別支援教育・保育の推進」のところになりますが、本文中の2段落目の終わりの方に、「また」というところから表記を加えています。これはですね、来年度、小学校2年生になる医療的ケア児さんから、児童クラブを利用したいという要望が出ています。

それと今、保育所の年長さん、来年度の新1年生になる方ですけど、その小学校の校区には児童クラブがありませんので、放課後子ども教室と人権課が管轄している児童館を利用したいという希望が出ています。

医療的ケアの看護師をそれぞれ配置して、引き続き放課後であっても居場所づくりを充実させていくということにしておりますので、ここ以降の文言を新たに加えています。

次、11ページをお願いします。の「子育て支援サービスの充実」というところで、1つ目の丸「総合子育て支援センターの機能の充実」で、括弧書きの「毎週土曜日開設」です。今年度は第2、第4土曜日の午前中の開設ですけど、来年度からは毎週土曜日の午前中の開設になります。

それと同じところの一番下の丸になりますが、「放課後児童の居場所の充実」で、学校のあの日、放課後児童クラブの延長保育を開始しますので、そのことについて書き加えています。

あとの事項につきましては本年度と大きく変わりは、ございません。

こども課からは以上です。

教育長

今のこども課の説明について質問ありませんか。

中元委員

よろしいですか。

昨年、保育所等訪問させていただいたときにも、保育所に通っている外国の子どもさんが、たくさんいらっしゃる場所もありましたが、小中学校になれば生活学習支援員さんの配置ということが書かれてはいますが、保育所幼稚園などについて、その子どもさんだけでなく保護者の方とのやりとりもあるので、そういった外国籍の方に対する取り組みというのはどの部分に含まれていますか。

こども課長

お答えします。特段ここに何かを書いているわけではないです。学校のようにその子どもに対して支援員という付け方はしていないので、そのクラスにいる補助の先生もしくは担任の先生が、ご家庭も含めてやりとりをするということにしているのです、特別なことはしていません。

それで来年度の課題としてですけど、今、赤岡保育所に通っておられる子どもさんが、野市保育所に来年度転園をされますが、保護者さんも日本語が分かりません。子どもさんも次2歳児ですけど、ちょっと日本語が通じていないというところがあって、今翻訳機の小さいスマホぐらいのものを買って、どういうことができるのかを試しています。

赤岡保育所でやっていますが、保護者さんとはすごく会話がスムーズにいくけれど、子どもさんはまだはっきりとした母国語が話せないというところもあって、翻訳機でそれが理解できないところが今あって、その子どもさんとの関係性をどうしていくのかというところが、今課題になっています。

別の外国籍の子どもさんであれば、しっかり日本語が通じて、共通理解ができ合うというところがありますが、その子どもさんはちょっと難しいところがあるので、子どものご家庭の環境によって言葉の理解度があると思うので、実際そこが難しいところかなと思います。

昨年度も、年長さんで中国籍の子どもさんがおられました。なかなかコミュニケーションが取りにくい子どもさんで、小学校1年生になったらどうなるんだろうという不安がありました。

今、実際学校の方で支援員の先生がついているのかどうかは分かりませんが、児童クラブを利用されていて、その子どもさんは、友達との関係性も先生との関係性も徐々にですけど、理解ができていっているようですので、その段階に応じた支援のあり方というのが必要になるのかなというのは感じているところです。

中元委員

分かりました。ありがとうございます。

教育長

他にはございませんか。

そしたら次、生涯学習課の方から説明をお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課からは、11ページから13、14ページになります。

大幅な追加という形ではございませんが、この文言を足したりというところはたくさんございましたので、ご報告させていただきます。

11ページになります。「さまざまな分野に関する「まなび」の提供」のところで、中央公民館（市民館）と地区公民館（防災コミュニティセンター）という文言を付け加えさせていただきました。

今、予算の関係もありまして、大きな事業を極力廃止の方向になりました。その結果といたしますが、そもそも私たちも大きな事業をしたい訳ではなかったもので、これを機に地区の公民館に出向く事業を増やしていくという話もあり、令和5年に夜須の手結会館で影絵を上映しました。それに戦争の関係も入れさせていただいて、そういう形で徐々に開催するというのを考えておりますので、ここに外出して「防災コミュニティセンター」という形でも記載をさせていただきました。

それと、下から2番目「香南市民のデジタルリテラシーの向上事業」というところで、2年目になりますスマホ教室、来年3年目になります高齢者向けのスマホ教室を実施。それとプログラミング教室、これも2年目、工科大学の竹内先生をお願いして年7回の講習という形。これも外出しをさせていただきました。

あと、今までも実施していましたが、一番最後の「ものづくりに関する学習機会の充実」という形で、各地域ごとの特産品というか、「食べ物に関係するものの文化遺産」を今年も充実していきたいので、各地域で昔からあった郷土料理を継承する形で、この事業に含まれていくという形で事業の外出しということで文言を記載させていただきました。

続きまして、12ページになります。「まなび」の拠点の充実」です。

ここは毎年「新規事業」になりますので、新しい工事関係の名称を記載させてもらっております。社会教育施設非構造部材の耐震化事業の実施、これは令和9年度まで実施する事業になっております。また、その中でも今回の追加で、サンホールの舞台照明のLED化、これ5,000万以上の事業になりますが、これは全庁的な話になりますが、蛍光灯の製造、輸出入の停止があり、2027年度末、令和9年度までで蛍光灯が廃止になりますので、全施設のLED化という形になります。

大きな事業として今回記載させていただきました。でも、小さい集会所も含めて、照明の交換が行われていくようになります。

あとは、結構大きな事業がありますけれども、公共施設のマネジメントを考えながら、どうしても必要な施設についての改修という形で今回計上させていただいております。

あと、12ページの3番、「文化・芸術活動の推進」のところになります。

13ページ一番上にあります「埋蔵文化財の保護を目的とした学術的な発掘調査の実施」。これ毎年実施しておりますがちょっと追加をさせていただいております。

それと「市内の有形・無形文化財や出土遺構を紹介する展示の実施」。これも毎年、ふれあいセンターでいろんなことを行ったり、地区の公民館と図書館で実施しておりますけども、実施している内容を全然明記していなかったもので、ここで記載をさせていただきました。

あと具体的にはですね、13ページの「スポーツに親しむ環境・体制の充実」。さっきの教育施設と同じように社会体育施設についても令和9年度までの非構造部材耐震化事業がありまして、

今年度はですね、大きな事業としまして、野市総合体育館及び香我美トレーニングセンターの工事を考えております。野市総合体育館は令和6年度7年度の2カ年の事業になりますが、工事費としては今年の方が大きく、全体で2億を越す事業費になっております。

あと、14ページ、一番最後のはしになります。

「地域への「まなび」の還元」というところで、追加でホールボランティアの養成と活動の支援という形で記載をさせていただきました。

夜須のホールが、現実的にいきますと、停止状態になります。新しいものが令和8年度末までに完成するというので、今まで夜須の公民館もホールボランティアの方々がいらっしゃいました。その方々も含めて、野市のホールのボランティアになっていただきたいということで、全員集めた講習会を今年も実施いたしました。それも継続して、徐々に皆さんが活躍できる場所をこちらに移していくという形と、令和8年度に完成しますけれども、ホール自体は最大289人が入るようなホールになります。ですから、通常の地区の公民館の180人ベースの多目的ホールとはちょっと違いますので、その部分を含めて、新しいホールができれば、また研修も含めて実施していきたいと思っておりますので、ここに記載をさせていただきました。

以上であります。

教育長

はい。

生涯学習課の追加説明への質問等ありませんか。

百田委員

ありがとうございます。

公民館施設、スポーツ施設、それぞれ改修なりありますが、これも載ってますけど、公共マネジメント、あわせて今まだパブリックコメントですよね。パブリックコメントが終わって、出てきたなかで、それがしっかりすり合わせていただきたいなどは思っております。

国民文化祭に向けての実行委員会の立ち上げに関して構想がありましたら。

生涯学習課長

はい、ありがとうございます。

最初のマネジメントの話、今までの適正配置という形の計画について皆さんにパブリックコメントをいただくようになっております。

この内容を踏まえて、全体で第1期目が12年間の間にどのようにという形ですね。最大32年だったか。それほど先までの計画になりますが、その間に減少率を出しています。どれくらいの比率に減らしていくかということもありましたが、今回私が、野市地区に参加したときに、この数字だったら間に合わない、例えば12%の削減効果っていう話出ているんですけども、それよりも大幅にこれ以上に減少させないとやっていけないんじゃないかっていうふうに市民の方からお話があがっておりましたのでその内容も踏まえて、あくまで計画ですから、財政に伴った数値目標が必要になってきますので、今後の状況で踏まえて、その減少傾向の比率も見直していくという話もあります。

ただ市の施設の方が今回387施設になりましたが、その中で主な施設がうちの施設になります。

最終的にお話をさせていただくと、生涯学習課の施設を統廃合という形の数値目標が出てくる。それと市営住宅になります。ですから生涯学習課としては担当課としては、施設を残していただきたいという話もありますけれども、何とか機能を充実させながら、統廃合するならば、ある程度皆さんにも理解を求めながら進めていきますので、最初の12年間の間でゴールはないんですけども、皆さんと意見をまとめていきたいというふうに考えております。

2番目の国民文化祭についてご報告させていただきたいと思います。

本来ならば、12月議会の中で1月末から2月の頭までに会を開くというお話をさせていただきましたが、高知県下でまだ会を開いているところが津野町とあと高知市が先ほど会が始まったというところでありまして。近隣の市町村と話を今進めておりまして、どういう人選がいいかというところがございます。

そもそも私たちが本来考えていたのは、文化の祭典ですから、文化の団体を集めてくると、商工の分野も連携するという話が出てきましたので、商工関係の団体、それと本来この国民文化祭の中には、障害者団体の1つの大きな事業もございましたので、福祉の団体の方にも声掛けをするところで、本来はこの3つの団体から人選をしていただいて、あんまり人数が多くな

りますと、組織としてなかなかまとまっていけないので、10人ぐらいで委員さんを集めてと、考えております。

また、その細部については、ご意見いただく場というものはいくつか構えていきたいと思っておりますので、実行委員会の会則の中では10人ぐらいを目安ということで考えさせていただいております。ある程度の骨格ができ次第、委員の皆さんにはお知らせしたいと思っております。

以上です。

百田委員

あと1点、11ページの下から3番目の6ページ、中学卒業後の見守り。以前、ひきこもりの調査をした中で、香南市もいくらかですかね、その後の見守り活動なんかはどうですかね。

生涯学習課長

これは昨年まではプロジェクトチームという形になっておりますが、今プラットフォームという名前になりました。福祉事務所と健康対策課、それと生涯学習課、外部の団体も入っておりますが、その主なひきこもりの対策をする課が集まりまして、今年は4回ぐらいの会を令和6年度は実施して参りました。その中で意見交換という形と、今抱えている方々の状況報告、という形はさせてもらっております。

今、生涯学習課としては未然防止という形の取り組みになりますので、今、小学校は補導センターの方で行っております、ひきこもり傾向な子供たち、それと高校生を対象にした形でお預かりしている子供たちがいます。

支援的なことってというのは、関わり方っていう形になっておりますので、福祉事務所や支援をしないといけない子供たち、就学とかですかね、就労の関係でありましたら、そういうところに支援という形でつなげていく形になりますが、どちらかという、関わり方ですから、皆さんと会話をしていく、対話をしていくという形で時間をかけてという形で進めさせてもらっております。

人数的なものは資料を今持っていないので、また必要なのであれば、皆さんにお配りしたいと思っております。

高校生の方が、言い方がすごくおかしくなりますけど、ある程度固まりがあります。ひきこもりになる子供たちの傾向がありまして、その形、その子がひきこもり傾向になると、その友達も同じくひきこもり傾向になることがありまして、同じ話し合いの場所で親御さんと、子育て教育無料相談のところで皆さんに集まってもらうようなことも今回考えさせていただいておりますので、そういうところで意見交換をさせてもらいたいと思っております。

以上です。

百田委員

若年の人もですけど、結構50、60代でも一人暮らしでひきこもりの方が、多いか少ないかも全国的な数字とみるとちょっと比較できませんけれども、そのあたりも生涯、ゼロ歳児からになるので大変でしょうけれども、また考えていただきたい。

生涯学習課長

はい。ありがとうございます。

今言われてる「8050ハチマルゴウマル」80歳の親で50歳のひきこもりという形が本当に多いと言われておりますが、50歳のひきこもりが望んでひきこんでいる方、どうしても困ってるとか、困り感がある方があんまり少ないという傾向があるというふうに伺ってます。まだその調査ができていなくて、まだ年金暮らしの親のところと一緒に住んでいて、ただ生活ができていいるということなので、不安を抱いてるっていう方がこちらに連絡することがなかなかないんです。

ですから、実際は最終的には福祉事務所の方に行って生活保護になるのか、ということになりますけれども、そういう支援という形で私たちもどういうふうにその家庭に入っていきべきかっていうところがなかなか、難しいところもあります。

民生委員の皆さんからご意見をいただきながら、方法がありましたら、ちょっとご意見いただいで進めさせてもらいたいと思っております。

以上です。

教育長

他には、はい。

亀川委員

構いませんか。

13 ページの(4)の「スポーツに親しむ環境体制の充実」というところで、3 段落目の中学校の運動部活動の地域移行についてはという、その部分の地域移行のところですけども、地域連携という、もう少し緩やかなスタイルを文科の打ち出してきてると思いますので、本市としても地域移行だけではなくて、地域連携なんかも視野に入れてという、そういう書きぶりの方がいいのではないかと思います。

生涯学習課長

ありがとうございます。

それでは追加をさせてもらいたいと思います。

教育長

はい。他にございませんか。

そしたら、今ご質問、要はこの中で読み取れない部分での質問といったこともあったと思いますので、それにお答えさせていただいたところと、ご意見等もいただきましたので、それに応じて今、例えば亀川委員の方から具体的な修正のことについてお話いただきましたけども、その他の部分もですね、回答していった中で付け加えだったりとか、修正というようなことが事務局の方であって、修正ということにしていくのか、それとも今のその地域移行、運動部活動の地域移行、これはもう明確にあれですけども、それ以外のところについては、まずはここに書いてあるこの状態のまま進めていくということにするのか、それについてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

要は、改めていくつかの修正を入れる作業をしてから初めて正式なものにするのか、先ほどのその1点、地域移行のところについての、ここの連携ということを入れる1点、これはもう入れるとして、それでもうまず一旦この行政方針については、この内容で今書かれているものでよしとするのか、そこについていかがでしょう。

よろしいですか。ここ修正については、さっきの亀川委員の確認のことだけでよろしいですか。

では、そこ、ちょっと今ぱらぱら見ていくとちょっと行のずれだったりとか、そんなふうなことはありますので、もちろんここはもう直すとして、書かれている内容そのものについてはもう、今見ていただいたもので承認いただくということでよろしいですか。

(全員異議なし)

教育長

はい。ありがとうございます。

議案第7号は承認されました。

では次、日程第3 議案第8号「香南市立保育所管理運営規則及び香南市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則について」、担当から説明をお願いします。

こども課長

議案第8号 「香南市保育所管理運営規則及び香南市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則について」、香南市立保育所管理運営規則及び香南市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則を提出する。提案の理由ですが、野市東こども園を令和7年4月1日より設置することに伴い、必要な改正を行うものです。

補足説明につきましては新旧対照表の方で行わせていただきます。

新旧対照表の1枚目をお願いいたします。

第1条と書いてあります方が保育所管理運営規則になります。第5条の定員にあります野市東保育所120人を削除いたします。

次、その下の第2条です。これが認定こども園管理運営規則の方になります。

まず第6条の定員及び学級編制の表のこども園の名前に香南市立野市東こども園を加えます。それと認定区分ごとの定員、(人)と書いてあるところですが、第1号の認定こどもが10、2号認定こどもが160、3号認定こどもの1歳未満が0、1歳以上3歳未満が76、計246を加えます。

そしてページをめくっていただきまして、第 10 条になります。教育時間及び保育時間の保育部の保育標準時間認定者の保育時間が夜須こども園と野市東こども園で異なりますので、それぞれに表記を分けまして、野市東こども園の方の表記は平日午前 7 時から午後 6 時 45 分まで。土曜日午前 7 時から午後 0 時 30 分までとなります。

どちらも施行日は令和 7 年 4 月 1 日です。

説明は以上です。

教育長

先ほどのこども課からの説明についてご質問等ございませんか。

よろしいですか。

では、議案第 8 号については承認していただいたということによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

教育長

ありがとうございます。

議案第 8 号は承認されました。

続いて日程第 4 号 議案第 9 号「香南市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則について」、説明をお願いします。

こども課長

議案第 9 号 「香南市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則について」、香南市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則を提出する。

提案理由、野市東こども園を令和 7 年 4 月 1 日より設置することに伴い、必要な改正を行うものです。

補足説明をいたします。

こちらも新旧対照表の方で行わせていただきます。

資料自体は 3 ページからになっておりますけれど、対象となるところは 8 ページになります。

まず 64 の「香南市立野市東幼稚園園長印」の欄と 9 ページの 68 「香南市立野市東幼稚園印」の欄、72 の「香南市立野市東幼稚園印」の欄、76 の「香南市立野市東幼稚園」の印の欄をそれぞれ削除いたします。

次に 11 ページをお願いします。97 の「野市東保育所長印」を「野市東こども園長」の印にし、野市東保育所所長、管理をしているものを書いている一番右になりますけど、「野市東保育所所長」を「野市東こども園園長」に、次、11、12 ページの方になりますが、104 の「野市東保育所之印」を「野市東こども園之印」にしまして、「野市東保育所所長」を「野市東こども園園長」に、同じページの 111 の「香南市立野市東保育所之印」を、「野市東こども園之印」に、それと「野市東保育所所長」を「野市東こども園園長」に改正いたします。

次、13 ページの 118、「野市東保育所之印」を、「野市東こども園之印」にし、「野市東保育所所長」を「野市東こども園園長」にそれぞれ改めます。

続けて 14 ページをお願いいたします。こちらは香南市立小中学校及び幼稚園等の通学区域に関する規則の改正の方になります。この表にあります、「野市東幼稚園」を「野市東こども園」に改めます。

次に 16 ページをお願いいたします。こちらの第 3 条と書いてありますのは、香南市幼稚園管理運営規則の改正について、になります。第 2 条の「園児の定員の野市東幼稚園 175 人」を削除しますので、野市幼稚園の前の点を、「及び」に改正し、後ろの「及び」を削除いたします。施行日につきましてはすべての規則が令和 7 年 4 月 1 日です。

説明は以上です。

教育長

内容としては事務的なものなのですが、ちょっと新旧対照表がね、左右でずれているので、どれをどこにしているのが見にくかったかもしれませんが、先ほどの説明で、ご質問等ございませんか。

では、議案第 9 号について承認いただけますでしょうか。

(全員異議なし)

教育長

では、日程第4、議案第9号について承認をいただきました。

次、日程第5 議案第10号「香南市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

こども課長

議案第10号「香南市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について」、香南市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を提出する。

提案理由、「野市東こども園」と「夜須こども園」の開園に伴い、様式内の「野市東幼稚園」と「夜須幼稚園」を「野市東こども園」と「夜須こども園」に改めるとともに、施設等利用給付認定の対象として、公立幼稚園に公立こども園も加わることから、本文中の「香南市立幼稚園」を「香南市立幼稚園等」に改めるものです。

また、教育・保育給付認定（現況）兼入所（入園）申請書の心身障害等の確認において添付書類の提出を省略するものと、「子育てのための施設等利用給付認定・変更（現況）申請書」様式の保育を必要とする理由の記載欄に「育児休業」を追加し、添付書類の一覧表の表記の変更及び育児休業について追記し、あわせて、不服申し立ての審査請求の期日について関係様式を改めるものです。

新旧対照表によりまして補足説明をいたします。

本日お配りをさせていただきました新旧対照表をご覧ください。第15条の「施設等利用給付認定の申請について」です。

第1条第2号に「香南市立幼稚園」となっておりますが、申請は認定こども園に入園している場合も同じですので、幼稚園の後ろに「等」を加えるものです。

これ以降はすべて様式の改正になります。

次も差し替えの方の資料の2枚目をご覧ください。

もともとつけております資料の方に改正場所の表記が抜かっていたりしましたので、差し替えていただくものになります。

まず赤字の箇所が変更箇所になります。角の中にチェックの印があります。旧の方ではカタカナのレになっていますので、改正を行うものです。

次に心身障害手帳の有無の 印の箇所ですけれども、申請書に添付をしている資料が何かということが分かるように、資料名にチェックをしてもらう表記に変更しております。

次に、事前にお配りをさせていただいております資料の方の19ページの左側をお願いいたします。こちらは「育児休業」、赤字になっている箇所を見ていただいたらと思うのですが、「育児休業」を新たに追記しております。

次は20ページの「支給認定書」をお願いいたします。これと、21ページの「教育給付認定の却下通知書」、22ページの「教育保育給付認定決定延期通知書」、続いて23ページの「保育料決定通知書」、24ページの「保育料変更通知書」、25ページの「教育保育給付認定取消通知書」のそれぞれ一番下の欄に不服のことについて記載をしてあるところがありますが、「決定があったことを知った日」を「決定の日」に改める、になります。

続いて、今日お配りをさせていただいております新旧対照表をご覧ください。

3枚目になります。一番上の囲みの下にあります「以上のことには同意をし」、というその次のところ、幼稚園の後ろに「等」を加えます。それから少し下へ行っていただいたところに利用する（予定を含む。）幼稚園の後ろにも「等」を加えます。

その下の表ですけれども、それぞれ「野市東幼稚園」を「野市東こども園」に、「夜須幼稚園」を「夜須こども園」に改めます。

それとその表の一番下のところ、添付書類の一覧を書いてあるところの「7.教育休業（継続利用児のみ）就労証明書（証明欄13、14）」というふうに現在なっていますが、これは就労証明書の方にもこういう記載がありませんので、それに該当するナンバー9に改めます。

次に、事前にお配りをしている資料の新旧対照表の27ページをお願いいたします。

保育を必要とする理由の欄に「育児休業」を加えます。

次に 28 ページをお願いいたします。中ほどにあります、「妊娠出産（申請時点）」の欄の次に、「育児休業」の欄を追加しまして、添付の書類のところの表ですが、これを先ほどの 26 ページの様式の表記と同じ表記に改めます。

続いて 29 ページの「施設等利用給付認定通知書」につきましては、不服申し立てに関する記載の箇所が、本来であればもう改正をしておかなければいけなかったことが、改正ができていなかったということになりますので、今回、他のところも不服の部分の記載を変えましたが、そこを全面的に変える改正になります。

施行日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日です。

説明は以上です。

教育長

資料が行ったり来たりしましたけども、内容としてはもう様式を整えたというところではあるのですが、ご質問等ございませんか。

よろしいですかね。

では、議案第 10 号について承認いただけますでしょうか。

（全員異議なし）

教育長

ありがとうございます。

議案第 10 号は承認されました。

では、次、議案日程 6 議案第 11 号「香南市総合子育て支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

こども課長

議案第 11 号「香南市総合子育て支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、香南市総合子育て支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を提出する。

提案理由、令和 5 年度より第 2 と第 4 の月 2 回行っていた土曜日開設について、開設日を拡充することにより、父親をはじめ平日に利用できない養育者の来所の機会の確保につなげたいことから、令和 7 年度より毎週土曜日を開設することに伴い改正を行うものです。

補足説明をいたします。

新旧対照表の 30 ページをお願いいたします。4 月より毎週土曜日の午前開設。第 4 条の休館日にあります、「土曜日及び」の文言を削除し、「日曜日」のみに改正を行うものです。

施行日は令和 7 年 4 月 1 日です。

説明は以上です。

教育長

先ほどの説明についてご意見質問等ございませんか。

では、議案第 11 号について承認いただけますでしょうか。

（全員異議なし）

教育長

議案第 11 号は承認されました。

では、続いて日程第 7 議案第 12 号「香南市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

学校教育課長

「香南市立小中学校及び中学校の管理運営計画に関する規則の一部を改正する規則について」、香南市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を提出します。

提案理由は、学校教育法が一部改正されたことに伴い、香南市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則を一部改正するものです。

補足説明を行います。

新旧対照表の 31 ページをご覧ください。

香南市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正します。第 25 条の第 3 号中「に従事し、」を「つかさどり、」に改め、同条第 4 号中の「事務を処理する」を「高度の専門的事務をつかさどる」に改め、同条第 5 号中の「高度の事務に従事する」を「専門的事務をつかさどる」に改め、同条第 6 号中「に従事する」を「つかさどる」に改めるということです。

この規則は令和 7 年の 4 月 1 日から施行するということになります。

以上です。

教育長

先ほどの説明について質問等ございませんか。

よろしいですか。

では、議案第 12 号について承認いただけますでしょうか。

(全員異議なし)

教育長

議案第 12 号は承認されました。

続いて、日程第 8 議案第 13 号「香南市立幼稚園等預かり保育実施要綱の一部を改正する告示について」説明をお願いします。

こども課長

議案第 13 号「香南市立幼稚園等預かり保育実施要綱の一部を改正する告示について」、香南市立幼稚園等預かり保育実施要綱の一部を改正する告示を提出する。

提案理由、野市東こども園が令和 7 年 4 月 1 日より開園することに伴い、改正をするものです。また、申請に伴う通知の発信者を市長から教育委員会に改め、表中の香我美幼稚園において学齢、土曜日の利用時間及び金額を全年齢児で統一するものです。

補足説明をいたします。

新旧対照表の 32 ページをお願いいたします。

第 2 条の預かり保育実施園の「野市東幼稚園」を「野市東こども園」に改め、施設名の並び順を、「幼稚園」の次に「こども園」が来るようにして、第 4 条の預かり保育の利用申請及び決定の第 2 項の利用決定通知書の発信者を「市長」から「教育委員会」に改めるものです。

様式第 5、第 2 号で通知書があるのですが、そちらの発信者が教育委員会になっております。第 5 条の預かり保育の実施日及び実施時間は「野市東幼稚園」を削除し「野市東こども園」を加えることと、香我美幼稚園の土曜日の利用時間が 3 歳児から 5 歳児まで同じですので、ひとまとめに改め、並びを「幼稚園」と「こども園」の順番にしております。

次に第 7 条預かり保育料につきましても、ページ自体は 34 ページになりますけれど、「野市東幼稚園」を削除し、施設の並びを「幼稚園」の次に「こども園」が来るように変えております。

施行日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日です。

説明は以上です。

教育長

議案第 13 号、先ほどの説明についてご質問等ございませんか。

では、議案第 13 号について承認いただけますでしょうか。

(全員異議なし)

教育長

ありがとうございます。

議案第 13 号は承認されました。

次、日程第 9 議案第 14 号「香南市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示について」説明をお願いします。

こども課長

議案第 14 号「香南市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示について」、香南市一

時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示を提出する。

提案理由、赤岡保育所が令和7年3月31日をもって一時預かり事業を中止することに伴い、条文及び様式から施設名を除く改正をするもの。また、様式内の氏名にふりがなを追加し、保育所と記載のある部分を保育所等に改め、あわせて必要のない部分は削除、不服申し立ての審査請求の期日について改めるものです。

新旧対照表の方で補足説明をいたします。36ページをお願いいたします。

第2条におきまして「実施場所」、第4条におきまして「実施日と実施時間」を定めておりますけれども、赤岡保育所の一時預かりの担当の会計年度任用職員が1月末で辞めたことと、来年度の職員の確保の面から、実施場所を香我美おれんじ保育所と夜須こども園の2ヶ所にしたいと考えております。合わせて37ページ、様式第1号の香南市一時預かり申し込み書兼児童台帳の利用保育等の「赤岡保育所」の欄を削除し、38ページ、様式第2号香南市一時預かり実施却下決定通知書の「預かりを実施する保育所名」を「預かりを実施する保育所等」に、「香南市立何々保育所」の表記を削除しております。

また表の下の方に不服申し立てについて「決定があったことを知った日の翌日」と記載があるところを「決定日の翌日」からに改正を行います。

39ページの様式第3号におきましては、香南市一時預かり料免除申請書の「利用する保育所」を「利用する保育所等」に変更をいたします。利用児童ごとに書いていただく欄の「保育所」の表記を削除しております。

40ページの様式第4号、香南市一時預かり料減免可否決定通知書の「預かり実施保育所名」を、「預かりを実施する保育所等」に改正し、その欄にあります「保育所」の表記を削除いたします。

また表の下にあります不服申し立てについても、これまでと同じように「決定があったことを知った日の翌日」を「決定の日の翌日」からに改正を行います。

施行日は令和7年4月1日です。

説明は以上です。

教育長

議案第14号の説明について、何かご質問等ありませんか。
なければ、議案第14号について承認いただけますか。

(全員異議なし)

教育長

ありがとうございます。

議案第14号は承認されました。

では、日程第10 議案第15号「香南市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示について」説明をお願いします。

こども課長

議案第15号「香南市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示について」、香南市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示を提出する。

提案理由、出張ひろばを実施している赤岡保育所及び吉川みどり保育所での開設を3月末をもって終了し、新たに4月より野市東こども園で実施するため改正を行うものです。

新旧対照表により補足説明をいたします。

41ページをお願いいたします。

総合子育て支援センターにこなんが実施をしております「出張ひろばの実施場所」と「実施時間」についてになります。

赤岡保育所と吉川みどり保育所の利用が少ないため、来年度から2園での実施を取り止め、新たに「野市東こども園」で行うことについて、改正を行うものです。

施行日は令和7年4月1日です。

説明は以上です。

教育長

42ページを見たときに、ここで野市東こども園のことが出てきているということですね。

こども課長

はい。

教育長

ただいまの説明について質問等ございませんか。

では、議案第 15 号について承認いただけますでしょうか。

(全員異議なし)

教育長

ありがとうございます。

議案第 15 号は承認されました。

では、日程第 11 議案第 16 号「香南市保育所等に属する有償ボランティアに対する報償金の支給に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示について」説明をお願いします。

こども課長

議案第 16 号 「香南市保育所等に属する有償ボランティアに対する報償金の支給に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示について」、香南市保育所等に属する有償ボランティアに対する報償金の支給に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を提出する。

提案理由、香南市保育所等で活動する有償ボランティアの報償金をそれぞれの活動区分ごとに明示するとともに、総合子育て支援センターで活動する保育士を新たに加えるものです。あわせて、報償金の単価を見直すための改正を行います。

新旧対照表により補足説明をいたします。

43 ページをお願いいたします。

第 4 条で報償金の額を 1 日 7 時間 45 分の場合と 1 時間単価で金額を決めておりますけれども、人事院勧告により給与の増額が行われたことから、見直しを行ったものです。

単価につきましては、職種ごとの会計年度任用職員の給与表より算出をし、職種ごとに無資格者と有資格者とに分け、1 時間単位と 1 日の単価を表にまとめております。

施行の日は令和 7 年 4 月 1 日です。

告示につきましては、議会におきまして、当初予算が可決をされてからになります。予定では 3 月 24 日になります。

説明は以上です。

教育長

議案第 16 号、先ほどの説明について質問等ございませんか。

では、議案第 16 号について承認いただけますか。

(全員異議なし)

教育長

ありがとうございます。

議案第 16 号は承認されました。

続いて、日程第 12 議案第 17 号「香南市医療的ケア児等保育事業実施要綱の一部を改正する告示について」説明をお願いします。

こども課長

議案第 17 号 「香南市医療的ケア児等保育事業実施要綱の一部を改正する告示について」、香南市医療的ケア児等保育事業実施要綱の一部を改正する告示を提出する。

提案理由、医療的ケア児等支援計画書の見直しの頻度を「1 年に 1 回以上」から「半年ごと」に変更し、支援目標を長期・短期で記載するものに改めるものです。

補足説明を新旧対照表で行います。

45 ページをお願いいたします。

第 7 条におきまして、医療的ケア児を受け入れております施設が医療的ケア児と支援計画書を作成し、保護者に説明を行い、保護者から署名をもらうことになっております。

現在の計画書には少なくとも 1 年に 1 回見直しを行うことが書かれておりますけれども、ケア

児の状況により医師からの指示内容が変更になる場合や症状の変化もあることから、半年ごとに見直しを行い、目標を長期と短期に分け、具体的な支援内容を示すことで、保護者と状況の確認を行いながら進めることができるよう、様式を改めるものです。

施行日は公表の日からになります。

説明は以上です。

教育長

議案第 17 号、先ほどの説明について何かご質問等ございませんか。

特にございませんか。

それでは議案第 17 号について承認いただけますか。

(全員異議なし)

教育長

ありがとうございます。

議案第 17 号は承認されました。

では次、日程第 13 号 議案第 18 号「香南市民体育大会補助金交付要綱の一部を改正する告示について」説明をお願いします。

生涯学習課長

はい。議案第 18 号 「香南市民体育大会補助金交付要綱の一部を改正する告示について」、香南市民体育大会補助金交付要綱の一部を改正する告示を提出する。

提案理由につきましては、補助対象事業につきまして限定列挙されているものを、大会名や実施主体の変更を含め、広く対応できるように改正するものです。あわせて「レクリエーション」の小さい「エ」の表記を「レクリエーション」の大きな「エ」に改めるものです。

補足説明はすいません、新旧対照表の 46 ページをお願いいたします。

第 1 条のところですが、文言の訂正になります。第 1 条の 4 段目、「平成 18 年度香南市規則」のところを「平成 18 年香南市規則」に改めるものと、提案理由を申し上げたとおりレクリエーションの、括弧内の運動会及び「レクリエーション」の小さい「エ」から大きい「エ」に変えたということと、具体的に言いますと、香南市の市民体育大会運動会は地域で行う運動会なんですけれども、その文言が、大会開催されるたびにレクリエーションの言葉を使ったり、運動会というか、地域参加型何とか大会とか文言がコロコロ変わっていきますので、今回もスポーツ協会が開催するという大会であれば、どういう名称でも構わないという形で改めさせていただくようにさせていただきます。訂正のところは「スポーツ協会各支部を含む実行委員会が開催するものを含む」という形で「総称」という形でさせていただいて、もう自由に今後は構いません」というふうに改正をするものです。

以上です。

告示日は令和 7 年 4 月 1 日を施行するように考えております。

以上です。

教育長

はい。

先ほどの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

森本委員

この 5 番までの町民運動会は、今もこれ全部開催されている状態ですか。

生涯学習課長

はい。年度によって出来てない、香我美町が出来てないときがあったり、天候によってできない、出来てない場合というところがございます。香我美町は出来ていない。あとは実施する方向で動いてくれております。

以上です。

教育長

はい。他、ご質問等ありませんか。

では、議案第 18 号について承認いただけますか。

(全員異議なし)

教育長

はい。ありがとうございます。

議案第 18 号は承認されました。

では、次、日程第 14 議案第 19 号「香南市スポーツ振興人材育成事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」説明をお願いします。

生涯学習課長

はい。

議案第 19 号「香南市スポーツ振興人材育成事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」、香南市スポーツ振興人材育成事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を提出する。

提案理由としまして、補助対象者の要件に、本市に住所を有することを明記し、あわせて補助対象事業が受験または受講から資格の登録まで複数年度にわたる場合の取り扱いについて追加するものです。

補足説明は新旧対照表 48 ページをお願いいたします。

補助対象者のところ、第 2 条のところになりますが、今までは第 4 項のところのみに「その他本市に住所を有する者で、」というふうに記載させていただいたところを、本来ならば、この補助対象というのは 1 から 3 も含めたものに対して全員全部に対してですね、本市に住所を有するものということに記載するべきものであったのを、今回訂正させていただいたところと、大きな改正は 3 条になります。3 条の追加書きで「ただし」というところがありまして、ここについての記載なのですけれども、本来ならばいろんな資格を取る場合に単年度資格、今年受講して今年で成果を求めてという形の登録や資格をもらうというふうに考えていたものがあるのですけれども、1 つだけちょっとどうしても改正しなければならないものがありまして、それがスポーツ少年団の指導者育成にかかる部分の講習がございまして、

これは、2 ヶ年、これは日本スポーツ協会の考え方がありまして、1 年目に受講します。資格を取るために受講したときの手数料を支払いします。向こうの年度の考え方がちょっとずれておりまして、登録されるのが翌年になります。翌年になってその登録料が金額的に大きな 1 万円。4 年間登録できるのですけれども、そのお金を支払うのが翌年になります。

このように複数年にわたって、1 つの資格を取るにあたっての内容でこういうふうなものが出ているということが分かりましたので、今までは初年度の受講料の金額を交付するということができなかったものが、実際は翌年の登録料の方が金額が大きかったということも分かりましたので、ここで「ただし書き」を記載させていただいて、2 ヶ年にわたる事業とか、複数年にわたる講習にかかる経費の場合は、大きな金額を交付申請ができるという形で、今回別表のところにも記載させていただきまして、「ただし」というところで、受験又は受講の翌年度以降に資格の登録となる場合は、受講料または登録料のいずれかになりますから実際の高い方ということが、もし、本人の中でどうしてもこちらの方がいただきたいというものがありましたら、そちらの方を対象とすることができるということで記載をさせていただきました。

これにつきましても施行日は令和 7 年 4 月 1 日を予定しております。

説明は以上です。

教育長

はい。先ほどの説明についてご質問等ございませんか。

では、議案第 19 号について承認いただけますでしょうか。

(全員異議なし)

教育長

ありがとうございます。

議案第 19 号は承認されました。

ちょっとここから後が終わるのか終わらないのか何となく見通しが曖昧なところがありますので、一旦休憩を挟ませてください。90 分経ちましたので次、時計で 40 分から再開ということ

で、それまで休憩をさせていただきます。

(休 憩)

教育長

では再開します。

日程第 15 議案第 20 号「香南市いじめ防止基本方針の改定について」説明をお願いします。

学校教育課長

「香南市いじめ防止基本方針の改定について」、香南市いじめ防止基本方針（二次改定）について、別紙案のとおり提出します。

提案理由は、令和 6 年 12 月に高知県いじめ防止基本方針が改定されたことを受け、香南市いじめ防止基本方針の改定を行うものです。

補足説明をします。

資料の方、皆さんのお手元にあると思いますが、県のいじめ防止基本方針が変わりました。その概要版というものが資料として事前にお渡ししてあったと思いますが、この県のいじめ防止基本方針がこの概要版にありますように、見直しの背景としまして、国の動向として生徒指導提要の改定や、こども家庭庁の創設があり、またそのことに踏まえて本県もいじめ防止基本対策推進法が出て以降、積極的な認知に向けた取り組み進む一方、いじめの重大事態が発生しているということと、ネットいじめがどんどん進んでいくというようなことで、県の基本方針がこう変えていかないといかんということで。ポイントが 1 つ、いじめの重大事態を防ぐことの取り組みの充実を図ると。2 つ目として、ネットいじめに対する未然防止の取り組み充実をしていかななくてはならない。3 つ目として、児童生徒が意見を述べ考える機会を確保するとともに、子供たちの声を基本方針に反映させること、ということで、県のいじめ防止基本方針は、子供たちがいじめ問題を自分ごととして議論する場の設定とか、ということも踏まえて改定をしています。

それを受けて各市町村教育委員会は市町村いじめ防止基本方針を見直しなさい。見直して、その見直したものをもとに各学校も新たに見直した学校いじめ防止基本方針をまた策定していくと。というような流れになっております。皆さん方には県のいじめ防止基本方針と香南市の新たにいじめ防止基本方針、さらに見え消しでどこを変えたかと分かるような資料もお渡ししていると思います。

この様に変えたいと考えていますので、またご意見あったらいただきたいと思っております。

以上です。

教育長

はい。

膨大な資料の内容のことになりますけど、もちろん、その修正された 1 つ 1 つのこれを見てということで、まずご意見あれば、お聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

これの中身について、これはもう先に皆さんにはお渡ししたものの。

この修正の、これ黄色バツイチはどういう意味。

指導監

すいません。黄色を消し忘れておりました。

教育長

単純に削除で色が消えてないだけ。作業途中の。

指導監

そうです。

教育長

単純なところでは、児童生徒という表記がなくなったよね。全部、子どもに統一されて、それと子どもが読んでも分かりやすいだろう、その表記の仕方とか、難しい漢字とかみたいなものが見直しをされた。

指導監

はい。

教育長

ちゃんと読み込んでから本当は協議をしていくところだと思うんですが、例えば、重大事態についての取り扱いとか、重大事態をどこから重大事態するかというふうな根拠自体が動いたということはない。

そういうことではない。

指導監

疑いの段階からやっぱり組織的にしっかりと報告を上げながら対応していくというところでは、少し積極的認知に向けてというところは、動いたと見れるかもしれません。

学校教育課長

1号議案2号議案の内容は変わってないというけれども、未然に早期発見・早期対応をしていく。

指導監

そうですね。

百田委員

まず、いじめに対して学校も家庭も地域もみんなで見守って育てていくという中で、9ページの中で、今、学校評議会、香南市では学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、開かれた学校づくりという文言がどこか出てきたような。

いま、県のいじめ防止の方針には、学校協議会とか開かれた学校づくり運営委員会・評議会とか出ていますけれども、香南市は、今はその点はどこかにあったと思いますけれども。

教育長

今、どれをご覧になっています。

百田委員

9ページの下。それと18ページの(3)のなんかでも、開かれた学校づくり推進委員会はですね、県の資料にはそれ全部載っていますけれども、今、香南市は開かれた学校づくりはありますか。

○**学校教育課長**

小中はもう全部コミュニティの方へ移行して学校運営協議会になってます。

百田委員

文言の話になりますけれども。

学校教育課長

そうですね。

百田委員

県内の学校には、全部まだ県下ではその学校評議会、組織として運営協議会制度が入っていないので、こういう形になっていたと思いますけれども。

香南市は、コミュニティ・スクール

学校教育課長

全ての学校コミュニティ・スクールの方に移行していますので、この会が今、香南市では開催してないですね。ちょっと確認して、なかったらもう削除するという、文言をですね。県のそのまま取り入れたのだけれども、我が市にはその会が存在しなかったらもう削除すると。確認させていただいて、なかったらそこは削除させていただきます。

ありがとうございます。

百田委員

いろんなところで学校、家庭、地域の連携、土佐の教育の柱の中にも入ってきている。その面が特に、いじめ問題で言えば、学校運営評議会、コミュニティ・スクールの中で今まで、そういった事例を具体的に話し合った事例なんかがありますか。

学校教育課長

今まででは具体的な内容といいますが、今の学校のいじめの件数とかどういう対応していったとか、どういう傾向になっているというような内容について、毎年調査をしている結果を報告して意見を聞かせていただいたりしている。

百田委員

数字的な。

学校教育課長

そうですね。具体的な1件1件のケースでご意見をいただくというようなことは、ちょっと自分たちも把握はまだできていません。

百田委員

すいません。どこか探せなくなっていますけれど、いじめの解決が全国77、78%ぐらいで、高知県も77%ぐらいで、香南市が61%。数字をどのように捉えたら。

指導監

解消率ですよ。

現在、年3回県にいじめの発生、認知件数を上げておりまして、3ヶ月以上経っていじめがすっかりとなくなっていれば解消ということにはなるのですが、それがずっと残っている段階が続いているということですので、現在の発生しているものは何かこう、同じようなものが何回も繰り返されているような状態が見受けられています。

その背景には様々あると思うのですが、いじめのまず認知は、実は本当は直接本人から訴えが担任の先生にあったとかが多いことが県は出ていますが、香南市は、アンケート結果や、或いは保護者からとかいう外部からとか、そういったところの認知が多くて、特に小学校アンケート結果からの認知が多くて、そのアンケートで挙がったものをそのままいじめの認知としていることがあったり、1回学校でしっかりと聞き取りをしたり、学校のいじめ対策委員会で検討をしてから、いじめとして認知してしっかりと対応するというそういう組織的な取り組みがちょっと弱いのかな、ということも実は感じているところです。

いっぱい挙げてはくるものの、初期対応とか、組織的なところでちょっと弱いんじゃないかなということがあって、何回も似たような、同じ学校で見たような、違う学年を変えてみたようないじめの内容が多いんじゃないかと考えています。

ですので、この改訂の中でもありますように、未然防止の取り組みの充実とか組織的な取り組みの充実とか、それと、保護者はいじめとして認知をしていて、もう溜まりかねて委員会や学校へ言って来るってということがないように、先生もしっかりと相談しやすい人間関係を作ったり、高いアンテナでとらえて早く動ける体制を作ることがものすごく今重要であり、見直されるべきところだと思っています。

百田委員

組織である問題、初期対応がまずさじゃないですかね。

丁寧にやっていただいていたなら3ヶ月以上かかっても最終的には解決しているということ。

教育長

これ事案によって、それぞれの事案によっての捉えがあると思うのですが、もう1つ背景として想定できる背景ですけども、もともといじめが発生しているかどうかということの件数ですよ。この件数が香南市はもともと高い数字があります。他市町村とか他県に比べて。特に他県に比べて。ただそれについては、これがその改定になった頃の話で言えば、いじめの認知の仕方が嫌がらせという言葉に類することだったりとかですね、からかいとかですね、そこまではいじめじゃないだろうと思いつたようなものも、それもいじめなんですよということに切り換えて、それもいじめと捉えるということの認知は早かったと思います。ですので、子どもたちからの訴えもあったし、先生たちの見とりもあったし、そこでいじめとしてカウントされるような事象が、他市町村他県では、そこはやっぱりまだいじめとは捉えないと言われていたところも、それもいじめと捉えることがまず1つ大きく、そこに違いがあって、この話はスタートします。

その頃は明確に文科なり何なり、外部の有識者の方たちもこの数字の高さは丁寧に今回の改定に向けて丁寧に見とっている話であって、実態なのだから、もともとこれが実態なのだという話ですね。

どうしてそれを国が実態だって言い切るかっていうと、国が独自でアンケート調査をしたときに、「あなたは人に対していじめや嫌がらせをやられたことがありますか」という問いに対して、9割以上の子どもが「やられたことがある」と。

反対に「やったことがありますか」と問うても、9割以上の子どもが「やったことがある」と答えている、と云うアンケート調査が国の方があって、これが根拠ですね。

だから、それだけの多くの子どもがやったこともやられたことも経験があるというのであ

たら、やはりそれこそ暴力とまではいなくても、そのあからさまなその恐喝とかということではなくても、不快に思っている不安に思っている子どもというのは多くいるんでしょうって、いるということを前提にこの問題には向き合うべきだというふうに、立ち位置をこう置き換えた。国の方が。それがこの話の始まりのきっかけでした。それに対して早くから考え方をこう入れ替えるっていうことのスピードが早かったのが高知県でした。

中でも香南市は早かったです。

香南市もその数字の結果の出方でいうと早かった。それで今なお、やはりそのいじめということについての先ほどの話で言うと、解決には3ヶ月経ったら初めて解決と。何もなくなっていればってということなのですけども。その状況の中で特に親から見た感覚とかで言えばですね、やはり表面化されてないだけで、表面化して、げた箱に画びょうを置くかのような、そういった行為はなくなっているけども、でも避けられている。或いは関わりたくないと感じる人間関係が解消していない。そういう状態に対しての捉え方にまだ学校差、地域差はあると思います。

そこで3ヶ月経って終わってっていうふうにカウントを見れるのか、3ヶ月経っても今なおまだ続いているというふうに捉えるのかの一定厳しい方の感覚でのカウントの仕方が、香南市においてはまだあるんじゃないかなと。

それよっての数値のこの誤差があるというのも背景としてはあるだろうと。これまでの数字の拾い方の話で考えたときには、想定としてはあるだろうと思います。

亀川委員

質問になりますけど構いませんか。

県の方の改定の新しい取り組みとして児童生徒の参画というか、主体性を持たせるってところが、非常に今回改定としては大きいのだと思うのですが、本市の場合にはそこら辺をどの程度踏み込んだのかってところの説明をちょっとお願いしたいなと。

指導監

すいません。

ちょっと改定までの期間があまりなかったものですから、そこまで十分に協議している訳ではありません。

今回の改定のいじめ、本文の中にはですね、令和6年11月4日あたりの高知県の高校生によるいじめ問題についての意見交流会から出された内容をそのまま転記をさせていただいており、その内容も本市にとっても非常に重要なことだと考え、位置付けております。

今後ですね、また教育委員会で検討しながらになるかとは思いますが、子どもたちがこのいじめの問題を自分ごと化するという事はものすごく大事なことでして、また教職員もそうです。このいじめの基本方針が、絵に書かれた餅ではなくて、本当に日々の取り組みの基本的な立ち位置を示すものであるということをも自分ごと化するためにも校内で、学校の中でも、そういう子どもたちの意見を取り入れていく、一緒にPDCAを回しながら良い学校を作っていくというそういう体制づくりを、今後推進をしていくことは大事だと思っております。

今回の改定の本文の中では、県の意見交流会の内容を転記するにとどめておりますけれども、今後、教育委員会で検討しながら、校内での実績といいますか、子どもたちの声、先生方の意識もしっかりと高めて反映していけるようなものにしていきたいなと思っております。

亀川委員

20ページの本市の基本方針の(1)の学校いじめ防止基本方針を作るというところの3つ目の○のところ、学校いじめ防止基本方針の見直しに際して、と続いていますけども、心当たりが1つの項目として、文章化されたところで。ここからどこまで踏み込んでやるのかというのは、各学校で検討してもらおうという、そういうスタンスで。

指導監

はい。

亀川委員

分かりました。

学校教育課長

なお、本山が言ったものが、6ページ一番下に(10)令和6年11月で高校によるいじめ問題の意見よりですか、8ページ一番下にもいくつかそういう県の方で子どもたちの意見を聞いてこんなふうに反映したということ、現段階では転記みたいな形ですけど、子どもの意見

を踏まえた上でここを変えているというものはそこで対応させてもらっているというところ
です。

森本委員

ちょっと質問してよろしいですか。

教育長

はい。

森本委員

この基本方針の冊子というのは、どういった状況で使われるものでしょう。

指導監

各校年度始めに、しっかりとまずは教職員が確認をしまして、日々の取り組みについて、同
じ方向を向いて取り組んでいくという組織体制づくり。そして、年度の初めに保護者、子ども
たちに対しても、この各校のいじめ防止基本方針をお示しして、一緒に確認して、進んでいく
ということになっております。

ホームページの方にも示しているところです。

森本委員

先ほど教育長の方が、子どもさんでも読めるような難しい漢字を使わないとかいったことを
おっしゃっていたので、そういったことも想定されているのかなと思って、読ませていただい
たのですけれども、ちょっとこの内容自体っていうのは今たくさんありますし、もう皆さん考
えられて、県の方の方針にも沿って作られているので、特に私が何とかはないのですけれど、
ちょっとパッと読んで気になったところですけど、もう県の方のこの書式、この冊子を対照
するというか、同じように作っているの、もうこれをどうこうというのは、今の段階ではち
ょっと無理かもしれないのですけれど、この冊子でちょっと私気になるところが。

教育長

はい。

森本委員

読みにくい。

高知県の方がこうなっているからそのままなのですけれど。これちょっと行政の報告書のよ
うで、というのがフォントのサイズが全部一緒ですよね。フォントのサイズがまず全部一緒で、
この題文字にしてもタイトルにしても。それとこの第1章、第2章、第3章っていうのも、全然
分かれてない。この目次は分かりやすいんですけど、目次自体も全部同じ大きさですよね。

この目次の例えば第2章っていうところ、いじめ防止対策、ここ大事な章じゃないかと思うん
ですけど、突然その10ページを見たら、同じ大きさのまま、同じページにザッとこう流れ
てきてますよね。

これを読まれる方は、ちょっとかなり読みにくいんじゃないかと。目次を見ないと自分の読
みたいところがちょっと分からない。

せめてこの第1章、第2章、第3章とか、大事なところは、できたらですけど、ページが分か
れてるほうがいいのではないかと。あと、この大きい字の大きさなんかもうちょっと大きくし
て、ここから始まりますよということを分かりやすくして、そして中はやっぱり2とか3と結構
項目分かれていますので、このあたりもちょっと行間とかそんなところで、自分の見たいとこ
ろがきちんと拾えるような形にした方が読みやすいんじゃないかと思いました。

指導監

ありがとうございます。

学校教育課長

そこはまたフォントの大きさとか、ページの配置とか、見やすいように変更していきたいと
思っております。

ありがとうございます。

教育長

はい。

百田委員

はい。

啓発活動に関しても載っておりますけれども、保護者なりまでにはいろいろと対策等が届く

とは思いますが、市民へのいじめの関心、その地域とか一市民へのこういう取り組みをやっているということも載っておりますけれども、その辺もしっかりやって、市全体でいじめをなくそうと。

人権のことも関連して進めていっていただいたらと思います。

学校教育課長

はい、ありがとうございます。

いじめ防止基本方針が改定されたこと等も、うちの方が改定されましたら、またそれもホームページ等もアップもしますし、広報等なんかでもお知らせして、やはり市民の方にも知っていただいて、見ていただけるようにということで、また考えていきたいと思います。

教育長

他にご意見ございませんか。

これについてはご承認をいただくという議案になっておりますけれども、先ほどいくつかご指摘とご意見等もいただきました。

ご意見いただいたものについて、これ確定しないといけないのはいつまでかな、もう日がないよね。

指導監

そうなんです。

学校教育課長

3月に改訂したいという思いが。

教育長

はい。3月。

教育長

そのタイミングで教育委員会が開けるかどうかというのもあるのですが、まず改定の作業をこの後やはりするというので、さっきの話と一緒になんですけど、改定の作業をする、それについても一度改めて確認をしていただくお時間をとって、それで承認ということにするか、或いは先ほどいただいたご意見が中でしっかり網羅していくということで、その内容で改定した段階で、もうそのままということにさせていただいていいかについて、要は完成してないですけども、事前に先ほどいただいたご意見を反映させるという約束のもとでの承認を先にいただくという方法でもよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

教育長

はい。ありがとうございます。

では、議案第 20 号については先ほどの確認でこの後修正等も行いますけれども、そこはもう事務局の責任においていただいたご意見を反映された形で、作り上げて、正式なものというふうにさせていただきます。

では次、日程第 16 議案第 21 号「就学援助認定について」。

この内容については非公開という形でよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

非公開の承認をいただきました。

それでは、議案第 21 号「就学援助認定について」は秘密会といたします。

日程第 16 議案第 21 号 就学援助認定について審議・採択（非公開）

教育長

秘密会を解きます。

では次、日程第 17 「教育長からの報告」ですけれども、特に自分の方からの報告としての内

容はございませんけども、各課で課長の方から何か報告しておくことはございませんか。よろしいですか。

○各課長

報告なし

教育長

日程第 18 「その他について」です。

「令和 7 年度当初予算の主要事業について」、提案をお願いします。

教育次長

これにつきましては、現在の議会で当初予算として提案をしている内容の教育委員会への報告になりますので、主なものにつきまして、各課からお願いします。

学校教育課長

はい。学校教育課は、先ほどお知らせしました小中学校教育 DX 推進事業ということと、認知能力トレーニング、コグトレの事業。さらに工事関係では、小中学校体育館トイレ洋便器事業、香我美小学校調整池維持修繕事業ということで、そういう事業をあげております。

教育長

はい。

こども課長

続けて、こども課の報告をさせていただきます。

施設名のことにつきましては、今日の議題の一番最初にありました行政方針の 10 ページに書いてあります内容になります。

佐古保育所の屋根の改修工事と、赤岡保育所の受水槽のポンプの取替工事、野市保育所の給食調理室の屋上を 1 歳児が外遊びの際に使っていますけど、そのシートが破れておりまして、全面を張り直す予定にしています。

その他、夜須こども園を除いた保育所・幼稚園、野市東こども園に防犯カメラを設置するように予算を取っています。

それと、繰り越しの事業としまして、野市保育所の園庭の改修、香我美おれんじ保育所の庇屋根の改修工事、野市東こども園の改修工事の一部になりますけど、その繰越、佐古保育所の調理室の空調設備の更新、旧岸本保育所、現在解体工事が終わったところなんですけど、その工損調査をするようにしています。

それと備品のことでは、赤岡保育所と吉川みどり保育所に、電動アシスト付きの避難カーを購入するように予定をしております。

こども課は以上です。

教育長

はい。

生涯学習課長

次に生涯学習課です。

私も今回の行政方針の中でもお話しさせていただきましたが、ほとんど建設工事が多くなっております。

公民館とか図書館、スポーツ施設の非構造部材の耐震に向けた設計と工事関係、あと具体的に言いますと、中央公民館と香我美市民館のシャワー室を作ると、これは災害時の対応ということで、大規模な災害だけじゃなく、風水害の災害のときでも、今回の野市中央公民館の避難された方が「お風呂がないので帰ります」と、わざわざ帰ってお風呂に入って、また帰ってきたという話もありましたので、シャワールームは必要だろうということで、避難場所については、この 2 つの施設についてシャワールームを作り上げるということで、今回予算化させてもらいました。

あとは、佐古防災コミュニティセンターの空調、お話しさせていただいたふれあいセンターの LED 化、舞台照明ですね、中央公民館のエレベーターの更新。それと、旧の森田家住宅の登録文化財が登録されまして、今回一般公開に向けて、保存活用計画を定めます。この保存活用計画が今年の 12 月に内示があり、国の補助金が当たりました。そこから今回の令和 7 年度は保存活用計画に向けての経費の 2 分の 1、2,369,000 円のうちの 1,198,000 円が補助対象になりました。令和 8 年、9 年に向けて大きな事業を行っていきます。今のところ予定では、7500 万ぐらい

の事業費を考えております。

あとですね、香我美トレーニングセンターのアリーナの床の塗装と工事を考えております。大きな事業は以上です。

教育長

以上の主要事業の説明についてですけど、よろしいですか。

(全員異議なし)

教育長

では続けて、「香南市小中学校ほっとスタート実践研究事業アンケートについて」、説明をお願いします。

教育研究所長

はい。

香南市小中学校ほっとスタート実践研究事業のアンケート調査結果の最終まとめができて、すぐーるで小中学校の保護者の方、それからグループウェアで、教職員の方すべてに資料を送っておりますので、その資料をカラー刷りでお手元に回させていただきます。

アンケートの項目については、昨年度小学校を対象に行ったものとほぼ同様で、傾向も一緒です。設問4の「夏休みの期間が少し短くなってもいいと思いますか」というところで、教職員、それから児童生徒の否定的な方が多い、それ以外のところは肯定的な回答の方が上回っているという状況です。

なお、今年度に限り取っているのが設問2で、小中学校全部で実施しましたので、「ゆとりがあつてよかったと思いますか」というこの設問については、今年度新たに設けていますけれども、各校が学校の状況によって、取り組んでくれていますので、肯定的な回答は非常に高かったという結果になっております。

それと2枚目の方ですが、今までに説明させていただきましたけれども、ちょっと今年度の授業時数の実施状況等を把握しないとなかなか検討の資料がそろわないので、もう1年延長させてもらうということで、アンケートをとるときに保護者の方にも伝えております。けれども、今回アンケートを配布するときにも、このデータも一緒に添付して配布しております。今年度と同じように2日間、夏休み期間を短縮して、8月28日からスタートという形で周知をしています。この件も、教職員の方にもデータでもまわしています。

それと、来年度の新規入学予定の保護者の方も知っておいた方がいいですので、保幼を通じて来年度入学予定の保護者の方、それからの野市幼稚学園の方にもお願いをして、入学予定の保護者の方に、こちらの資料を配布してもらうということで対応していますので、お伝えをさせていただきます。

以上です。

教育長

ただいまの説明で何か質問、ご意見等ありませんか。

よろしいですか。

(全員異議なし)

教育長

そしたら最後、日程。

教育次長

まず、今月の19日ですが、臨時の教育委員会を開かせていただこうと今計画をしているところ です。

3月19日の水曜日ですけれども、1時15分からという形で臨時教育委員会を開催したいと思います。

よろしくをお願いします。

案件につきましては、例規の部分であったり、基本は職員の異動についての内容になるとい

うことを予定しております。それから、4月の定例の教育委員会なんですが、第1水曜日は4月2日になります。4月3日の2時半からが発会式になっていますが、予定通り2日に行っていくでしょうか。

もしくは、発会式と同じ3日に。そしたら、水曜日ではなく木曜日に行うということによろしいですか。

(全員異議なし)

教育次長

そしたら、4月3日に実施をしたいと思います。時間なのですが、案件の具合によったら午後からとか、案件が多ければ午前中にさせてもらおうかと思いますが、今のところ午前中部屋もない状態になっているので、案件が少なければ発会式の前に出来るような形で午後をしたいと思っていますので、調整をした後に時間につきましては、連絡をさせていただきます。

教育長

よろしいですか。

(全員異議なし)

教育長

はい。

以上で協議委員会を終了します。

お疲れ様でした。

閉会 午後12時30分